

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
31 1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 500 単位	500	1回につき	
31 1113	医師居宅療養管理指導Ⅱ		((2)以外)	(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 450 単位	450		
31 1112	医師居宅療養管理指導Ⅰ		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 290 単位	290		
31 1114	医師居宅療養管理指導Ⅱ			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 261 単位	261		
31 2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 500 単位		500		
31 2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 450 単位		450		
31 1221	薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		550	
31 1222	薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬			550 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	650	
31 1251	薬剤師居宅療養Ⅱ		(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)		385		
31 1252	薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬		385 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	485		
31 1223	薬剤師居宅療養Ⅱ		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)同一建物居住者 以外の利用者に対して 行う場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		500
31 1224	薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬			500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	600	
31 1255	薬剤師居宅療養Ⅱ			(一)同一建物居住者 以外の利用者に対して 行う場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		500
31 1256	薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬			500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	600	
31 1225	薬剤師居宅療養Ⅲ			(二)同一建物居住者 に対して行う場合(同一 日の訪問)	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		350
31 1226	薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬			350 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	450	
31 1253	薬剤師居宅療養Ⅳ				がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		350
31 1254	薬剤師居宅療養Ⅳ・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	450	
31 1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ		ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 530 単位		530	
31 1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ			(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 450 単位		450	
31 1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 350 単位		350		
31 1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 300 単位		300		
31 1261	看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場 合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			400	
31 1262	看護職員居宅療養Ⅰ・准看		400 単位	准看護師が行う場合 × 90%	360		
31 1263	看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			360	
31 1264	看護職員居宅療養Ⅱ・准看		360 単位	准看護師が行う場合 × 90%	324		